

令和8年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年7月17日（金）午前9時30分～午前11時

開催場所 所沢市役所501会議室

議 案

議案第1号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について
(研修農地)

出席委員	1 番	斎藤 昇	2 番	二上 茂雄	3 番	池之谷昭治
	4 番	岩崎 良一	5 番	肥沼 一彦	6 番	齊藤 喜代治
	7 番	田中 宏	9 番	北田 良孝	10 番	栗原 明夫
	12 番	平岡 豊子	13 番	鹿島正之助	14 番	肥沼 正明
	15 番	中 茂紀	16 番	水村 英紀	17 番	新井 祥穂

欠席委員 8 番 吉田 英和

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより7月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号14番 肥沼 正明 委員、15番
中 茂紀委員を指名します。

1 議案第1号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第1号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は2,661平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日までの6年間です。

申請番号2、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野3丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は883平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日までの6年間です。

申請番号3、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野3丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は968平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日までの6年間です。

申請番号4、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて6,743平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号5、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,765平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間です。

申請番号6、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて8,145平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号7、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の1筆です。現況地目は畑で、面積は3,910平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号8、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,771平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号9、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字内手の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,090平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間です。

申請番号10、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字谷里及び大字南永井字南平の12筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は12筆合わせて11,724平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号11、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,983平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

以上11件です。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1から3については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号1から3について審議願います。

本件につきましては、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。申請番号1から3について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1から3について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1から3については、承認いたします。

議長： 申請番号4について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、何も耕作している形跡がありません。

10年は長すぎるのではないかと。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4について、意見はありますか。

農業振興課： 遊休農地調査で是正対象となった経緯はありません。中間管理権に制度が変わったので、公社の理念で長めに貸借を希望しています。

委員： 認めざるを得ないのではないかと。

委員： 周りに迷惑がかかっていない以上、否定する根拠がないのではないかと。

委員： 遊休農地と休耕とは別の話です。

委員： 経営が成り立っているのか。

委員： 経営は関連会社からの出資で成り立っています。

委員： 3年間に短縮すればいいのではないかと。

委員： しかし、それで突き返されてしまって、遊休農地化してしまったら本末転倒ではないかと。

議長： 質疑、意見を集約し、申請番号4について、承認することに賛成の委員の挙手

を願います。

委員：(挙手多数)

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号4については、承認いたします。

議長： 申請番号5について審議します。地区担当委員の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほど願います。

議長： 申請番号5について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5については、承認いたします。

議長： 申請番号6から8については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号6から8について審議願います。地区担当委員の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほど願います。

議長： 申請番号6から8までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6から8までについて、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6から8までについては、承認いたします。

議長： 申請番号9について審議します。地区担当委員の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほど願います。

議長： 申請番号9について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9については、承認いたします。

議長： 申請番号１０及び１１については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号１０から１１について審議願います。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号１０及び１１について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号１０及び１１について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号１０及び１１については、承認いたします。

議案第１号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

2 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）

議長：「議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について（研修農地）」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字鳥久保、所沢新町及び大字中新井字富士見台の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて6,404平方メートルです。契約期間は令和8年10月1日から令和10年3月31日までです。

以上1件です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、承認といたします。

議案第2号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：ご異議なしと認め、そのように決定しました。

3 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、13件の届出がありました。

「報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明を行いました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は、1件の届出がありました。

以上です。

4 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

会長職務代理者により閉会した。(午前11時)